

# (ご案内) 特定一般教育訓練給付制度のご活用について

制度の詳細については、最寄りのハローワークにお尋ねください。

## 特定一般教育訓練給付制度とは

働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、教育訓練経費の一部が支給されるものです。

## 給付の内容

教育訓練経費(受講料)の **40%** が訓練修了後に支給されます。  
※条件を満たせば教育訓練経費の50%が支給される場合がありますが、詳細は最寄りのハローワークにお尋ねください。

## 対象講座

- 介護支援専門員更新研修Ⅰ・Ⅱ**  
※更新研修Ⅰ、更新研修Ⅱ併せて連続受講・修了する方が対象  
指定番号：3722001-2410013-2
- 介護支援専門員更新研修Ⅱ**  
※2回目以降の更新の方のみが対象  
指定番号：3722001-2410023-5
- 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ**  
指定番号：3722001-2520013-2
- 介護支援専門員専門研修課程Ⅱ**  
指定番号：3722001-2520023-5
- 介護支援専門員更新研修Ⅱ(1回目後期)**  
指定番号：3722001-2520033-8

講座名が類似しているのをご注意ください

## 給付条件(支給対象者)

厚生労働省HP「教育訓練制度のご案内」より抜粋掲載

**ご自身が支給対象か否かについては最寄りのハローワークにお尋ねください。**

教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。  
パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。

県内のハローワークはこちらから確認できます。



受講開始日時点で、在職中で雇用保険に加入している

はい

いいえ

退職してから1年以内である

妊娠、出産、育児、疾病、負傷などの理由により  
適用対象期間の延長を行った場合は最大20年以内

はい

いいえ

今までに教育訓練給付を受けたことがない

はい

いいえ

その他の支援策として、  
主に離職中の方を対象とした  
求職者支援訓練などがあります

※求職者支援訓練は、離職してから1年以内で、教育訓練給付の受給に必要な雇用保険の加入期間が不足している方も対象です。  
詳しくはハローワークにご相談ください。

雇用保険の加入期間が  
1年以上ある

専門実践教育訓練を受講する場合は2年以上

次のいずれにも該当すること

- ・ 前回の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が3年以上ある
- ・ 前回の支給日から今回の受講開始日までに3年以上経過している

はい

いいえ

はい

いいえ

教育訓練給付が受けられます

教育訓練給付が受けられます

必要な雇用保険の加入期間を過ぎると  
教育訓練給付が受けられません

裏面に続きます

# (ご案内) 特定一般教育訓練給付制度のご活用について

制度の詳細については、最寄りのハローワークにお尋ねください。

## 特定一般教育訓練給付を受給するまでの流れ



厚生労働大臣の指定を受けた講座  
(特定一般教育訓練)

①入学・講座を修了  
(受講料を自ら負担)



受給の要件を  
満たす者(※)

(※)原則、講座の受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて受給資格確認を行うことが必要

③支払った費用の  
一定割合を給付

②給付申請手続



住居所を管轄する  
ハローワーク

受給についてのお問合せは、  
各ハローワークの教育訓練給付申請窓口へ

特定一般教育訓練制度  
のご案内



厚生労働省発行リーフレット

制度の詳細・申請に関  
するハローワークへ  
のお問合せは



厚生労働省香川労働局  
ホームページ  
「ハローワーク一覧」

教育訓練給付制度に  
ついて知りたい方は



厚生労働省発行リーフレット  
「教育訓練給付制度のご案内」

講座の内容に関するご質問は以下まで、お問合せ下さい。

〒760-0017 香川県高松市番町一丁目10番35号

公益財団法人かがわ健康福祉機構 研修部 TEL087-835-3807 FAX087-835-4777

教育訓練給付制度の申請等については、最寄りのハローワークにお尋ねください。